

旧	新
<p>(旅客等の提出する書類) 第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が会社に提出する書類は、墨又はインキ(ボールペンを含みます。)をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとします。</p>	<p>(旅客等の呈示又は提出する書類) 第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が会社に呈示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等によっては、元号で表示されているものであっても西暦で記載することができる。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>(伝染病患者に対して発売する乗車券) 第25条の2 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。</p>
<p>(身体障害者割引普通乗車券の発売)</p>	<p>(身体障がい者割引普通乗車券又は回数乗車券の発売)</p>
<p>第33条 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車するとき、又は第2種身体者が単独で乗車する場合は、身体障害者手帳を呈示したときに発売します。</p>	<p>第33条 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合又は第2種身体障害者が単独で乗車する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書をもって申込みをしたときに普通乗車券又は回数乗車券を発売する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p> <p>3 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第1項に定める割引乗車券の購入申込みの際に限り、身体障害者手帳に代わるものとすることができる。</p>
<p>(知的障害者割引普通乗車券の発売)</p>	<p>(知的障がい者割引普通乗車券又は回数乗車券の発売)</p>
<p>第34条 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車するとき、又は第2種知的障害者が単独で乗車する場合は、知的障害者療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書によって申込をしたときに発売します。ただし、知的障害者が単独で乗車する場合は、旅客鉄道会社・会社線区間が片道100キロメートルを超える場合に限りです。</p>	<p>第34条 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合又は第2種知的障害者が単独で乗車する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書によって申込みをしたときに普通乗車券又は回数乗車券を発売する。ただし、知的障がい者が単独で乗車する場合は、旅客鉄道株式会社と会社線区間にまたがり片道100キロメートルを超える場合に限る。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

(身体障害者の定義)

第 35 条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の 1 に該当する者をいいます。

- (1) 視覚に障害のある者
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害のある者

2 前項の身体障害者を次に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に分けます。

- (1) 「第 1 種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいいます。
 - ア 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下の者
 - イ 両眼開放視野点数が 70 点以下かつ両眼中心視野点数が 40 点以下の者
 - ウ 視力の良い方の目の視力が 0.08 以上 0.1 以下の者
 - エ 両耳の聴力が耳介に接近しなければ大声語を理解しない者
 - オ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者
 - カ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者

(精神障がい者割引回数乗車券の発売)

第 34 条の 2 第 1 級精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合又は第 2 級精神障害者及び第 3 級精神障害者が単独で乗車する場合は、精神障害者保険福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書によって申込みをしたときに回数券乗車券を発売する。

2 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和 2 年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、前項に定める割引乗車券の購入申込みの際に限り、精神障害者保険福祉手帳に代わるものとするができる。

(身体障がい者の定義)

第 35 条 この規則において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

2 第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

- キ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者
- ク 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者
- ケ 膀胱又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
- コ 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者

(2) 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいいます。

(知的障害者の定義)

第36条 この規則において「知的障害者」とは、療育手帳制度要領(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者とし、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分けます。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいいます。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のものであります。

(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされています。

- ・ 日常生活における基本動作(食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者)
- ・ 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者

イ 肢体不自由、盲・ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時生活において常時介護を要する程度の者

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲・ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する者とされています。

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいいます。

(知的障がい者の定義)

第36条 この規則において「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)」により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(身体障害者手帳又は知的障害者療育手帳の携帯)

第 37 条 身体障害者又は知的障害者及びその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳又は知的障害者療育手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示するものとします。

(特殊割引旅客運賃等の割引率)

第 65 条 規則第 30 条から第 34 条までに定める特殊割引旅客運賃の割引率は、次のとおりです。

(1) 被救護者割引

被救護者又は付添人が旅行する場合
普通旅客運賃の 50 パーセント

(2) 身体障害者・知的障害者割引

ア 身体障害者・知的障害者が単独で旅行する場合
普通旅客運賃の 50 パーセント

イ 第 1 種身体障害者・知的障害者が介護者とともに旅行する場合

(ア) 普通乗車券 普通旅客運賃の 50 パーセント

(イ) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の 50 パーセント

ウ 第 1 種身体障害者・知的障害者及び定期乗車券を使用する 12 才未満の第 2 種身体障害者・知的障害者が介護者とともに定期券により旅行する場合
定期旅客運賃の 50 パーセント

ただし、小児用定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引を行いません。

2 付添人又は介護者に対して割引の取扱をする乗車券類は、被救護者又は身体障害者・知的障害者本人と同一とします。ただし、身体障害者・知的障害者に対し

(精神障がい者の定義)

第 36 条の 2 この規則において「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2 第 1 級精神障害者、第 2 級精神障害者及び第 3 級精神障害者の別については、精神障害者保険福祉手帳の「障害等級」欄の記載により確認することができる。

(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の携帯)

第 37 条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(特殊割引旅客運賃の割引率)

第 65 条 第 30 条から第 37 条までに定める割引旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

(1) 被救護者割引

被救護者又は付添人が旅行する場合 普通旅客運賃の **5 割引**

(2) 身体障がい者・知的障がい者割引

ア 第 1 種又は第 2 種身体障害者・知的障害者が単独で旅行する場合

(ア) 普通乗車券 普通旅客運賃の **5 割引**

(イ) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の **5 割引**

イ 第 1 種身体障害者・知的障害者が介護者とともに旅行する場合

(ア) 普通乗車券 普通旅客運賃の **5 割引**

(イ) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の **5 割引**

ウ 第 1 種身体障害者・知的障害者及び定期乗車券を使用する 12 才未満の第 2 種身体障害者・知的障害者が介護者とともに定期券により旅行する場合
定期旅客運賃の **5 割引**

ただし、小児用定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引を行わない。

(3) 精神障がい者割引

ア 第 1 級、第 2 級又は第 3 級精神障害者が単独で旅行する場合

(ア) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の **5 割引**

て通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対しては、通勤定期乗車券に限ります。

略

(乗車券類の表示事項)

第 102 条 略

2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがあります。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊に乗車券類

略

(乗車券類の改札)

第 116 条 乗車の目的で入場し、又は、乗降乗から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入出場するものとします。

略

(無賃送還の取扱方)

第 159 条 略

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券類の券面に表示された発駅までとします。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車に乗車する場合に限り取扱います。

(イ) 特殊回数乗車券

特殊回数乗車券金額の 5 割引

2 付添人又は介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類は、被介護者又は身体障がい者・知的障がい者本人と同一とする。ただし、身体障がい者・知的障がい者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対しては、通勤定期乗車券に限る。

略

(乗車券類の表示事項)

第 102 条 略

2 前項第 3 号及び第 4 号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。

3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第 1 項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊に乗車券類

略

(乗車券類の改札)

第 116 条 乗車の目的で入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。ただし、駅員無配置駅から乗車する場合はこの限りではない。

略

(手数料の收受)

第 124 条の 2 第 19 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、特別急行券又は特別車両券を各別のものとして手数料を収受する。

略

(無賃送還の取扱方)

第 159 条 略

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間(以下「無賃送還区間」という。)を最近の列車に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を特別急行列車又は特別車両により乗車させることがある。

略

(特別急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第 163 条 特別急行券を所持する旅客が、次の各号の 1 つに該当するときは、旅客はその特別急行料金の全額の払いもどしを請求できます。

- (1) 特別急行列車が、出発時刻に 1 時間以上遅延したとき、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき
- (2) 特別急行列車が、到着時刻に 2 時間以上遅延したとき

略

ア 特別急行券を使用し乗車していた旅客については、特別急行列車により、当該特別急行券の発駅までの区間

イ 特別車両券を使用し乗車していた旅客については、特別車両により、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により、相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。

- (2) 前号ただし書の規定にかかわらず、旅客が特別急行券を既に使用した場合であっても、係員がその事実を認定したときは、当該特別急行券の発駅までの区間を、特別急行列車に乗車させることがある。ただし、原乗車券の区間において途中下車をしていた場合は、最近の下車駅までの区間に限る。

略

(特別急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第 163 条 特別急行券を所持する旅客が特別急行列車に乗車した場合で、次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは、第 156 条の規定によるほか、同一方向の他の特別急行列車により、前途の旅行を継続することができる。

- (1) 乗車中の特別急行列車が運行不能になったとき
- (2) 乗車中の特別急行列車が運行時刻より 2 時間以上遅延したとき
- (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって特別車両券を所持する旅客が、当該特別急行列車の特別車両に乗車することができなくなったとき

2 特別急行券を所持する旅客は、第 156 条の規定によるほか、次の各号の 1 に該当するときは、その特別急行料金の全額の払いもどしを請求することができる。

- (1) 特別急行列車が出発時刻に 1 時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき
- (2) 前項の規定により、他の特別急行列車に乗車したとき
- (3) 特別急行列車の遅延により、着駅到着時刻が 2 時間以上遅延して到着したとき

略

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第 165 条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いはしません。

- 2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受します。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第 165 条 前条の規定による無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、特別車両以外によって取り扱う。ただし、旅客が特別車両券を所持している場合は、特別車両によって取り扱うことがある。
- (2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

- 2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃・**料金**を収受する。